

10月15日、美浜3号事故で美浜町長・町議会議長と初の交渉

美浜1・2号を運転再開しないで下さい

美浜3号をこのまま閉鎖して下さいと申し入れ

美浜1・2号の運転再開問題が緊迫する10月15日、美浜3号事故に関する美浜町長・町議会議長への申し入れを行いました。福井から5名、関西から6名が参加し、若狭ネットとビバク反対キャンペーンが申し入れを共同提出しました。

午後4時過ぎから立派な町役場2階の部屋で山口治太郎町長への申し入れを行いました。申し入れ文は後掲の通りです。当初の予定を大幅に上回る約40分の交渉となりました。

安全確保は国の一元的責任

申し入れ文を受け取った山口町長は、8月3日の定期検査での破断部位の「点検・取替」の事前説明で関西電力による点検抜け落ち隠しを見抜けなかった町の責任を問われ、原発の点検等については「一元的に国」が調べて判断することで、町として判断することは不可能だとの見解を示しました。「福島県は原子力安全・保安院の主張は信用できないとして独自に配管取替を東京電力に求めている、鵜呑みにしたらダメだ」と追及されると、町長は「福島県のことはよく知らない。」「我々はすべて知ってやっているわけではない。ご指摘のとおり、しかし、保安院、県の意見を聞き、その上で行政を動かしている。」と弁明しました。

美浜1・2号の運転再開を認める方向

美浜1・2号の運転再開については、10月1日の全員協議会で「1号炉、2号炉の運転にはいろいろ意見もありますが、3号炉と切り離して考えるということで、運転を可とすることでまとめます」と議長がまとめたことについて、町長は「急ぐつもりはない」と言いながら、「保安院から安全を確認したとの報告を受けた」からだと釈明



申し入れ文を読む山口治太郎美浜町長

しました。「美浜1・2号は安全でないかという、そうではない。」「今後定検をやっていく。美浜1・2号にはいろいろ部分があるのかということない。」と主張し、美浜1・2号の設備には問題はないとの姿勢を示しました。

しかし、福井県が県原子力安全専門委員会での議論の結果、美浜1・2の運転再開については運転開始後30年たつ高経年化についての対策が不明であるとして再開を認めなかった点が引っかけなのか、「1号、2号、3号も含めて、議会の意見を聞き、皆さんの意見を聞き、最終的に納得した。あとは県と歩調を合わせるために連絡を取っていく。」と歯切れが悪く、美浜1・2号の運転再開容認をいつ県へ話しに行くのか、やや困惑している気配でした。

機能していない品質保証システムは・・・

美浜3号事故での一番のポイントである関西電力の品質保証システムがこう変わったとい確認をしていないではないかと追及されると、町長

は「確認した」との返答。何によって確認したのかと聞くと「保安院の書類で…」と言うので、保安院は「品質保証システムは機能していない」と言っていると詰め寄ると、「保安院がウソの方向をしているのか」と議論がかみ合わず、「私は保安院、県の意見の上に立って行政をやっている。皆さんは保安院を信用していないが」と立場の違いを強調して逃げました。

美浜3号の廃炉は考えていない

美浜3号の廃炉について、町長は「2次系でああいうことが起きたから廃炉にという考えはもっていない。」と明確に否定しました。

保安院も県も太鼓判を押すもんだから

町長への申し入れに続き、午後5時から美浜町議会の永田守議長への申し入れを行い、1時間半ほど交渉しました。

10月1日の町議会全員協議会で反対論を押し切って「美浜1・2号の再開を可とする」と強引にまとめた責任について、議長は「議会の運営上、委員会制度をとっており委員会の決定は尊重していこうという気運がある。10月1日までの原子力発電所特別委員会で再開を認める方向で定まった。全員協議会でも全員とはいかないが、おおむね再開に同意するという意見を頂いた」からだ逃げの一方、「議員としたら自分の責任の範囲において判断をしなきゃならない時もある」と居直りました。だけど、定期安全レビューでは政府も電力会社の言うがままに「品質保証ができています」と認めてきた経緯があると追及されると、「今までとは違う。関電も保安院も県も大丈夫だと太鼓判を押すもんだから信じた。こういうときに、まだそんなこと(事業者任せの判断)はしないだろうと。甘いといわれると、議長が甘かったかもしれない。」と言い訳をしていました。

重要な決定を行う全員協議会が非公開であることは問題だと言われて、議長は「過去1回も公開していない。議場撮影は許可したが、本音を



申し入れに回答する永田守美浜町議会議長

語るところは遠慮願う。自分の目で確認したいのはその通りだと思う。貴重な意見は議会に伝え、そういう方向に持っていきたい」と答えました。

美浜3号について議長は、「1・2号と3号は別。再発防止対策や関電の体質を改めていってほしいことも要望している。3号についてはそうはいかん。12月までに再発防止策を出すと保安院の片山審議官から聞いた。出てきた報告書を見て、我々も我々なりに正しいかどうか検証していきたい。」と回答しました。

高経年化が問題とはいいつつ…

「こういうことを繰り返していると重大事故が起こる。ヒバクさせられた町民は東海村のように国から見放され大変なことになる。その前に止めるのが賢明だ」と追及されると、議長は、「美浜1・2号は40年まで運転を認めた。3号はまだ認めていない。高経年化が問題になる。常識として判断する。議論としては『廃炉』にしろという話が近々出てくると思う。簡単に廃炉にしてしまえば楽な話だ。それでいいのか我が美浜町は。100人ずつ人口が減少している。次どうしようということだ。次の世代の議会が判断すべきだと思うが、必ず来る。」と自分に言い聞かせるように回答しました。最後に、「自分が申しあげたことは責任を持ちたい。皆さん方のグループは極めて有名なので、議会の中でもご意見を報告していきたい」との回答を受け、交渉を終えました。

美浜町長 山口治太郎 様

美浜 3号配管破断事故・致死傷害事件に関する 関西電力の責任を徹底して追及して下さい 再発防止策がとられ、町民、県民、国民が納得するまで 美浜 1・2号の運転再開を認めないで下さい

若狭連帯行動ネットワーク
共同提出 :ビバク反対キャンペーン

私たちは脱原発を願う福井と関西のボランティア市民グループです。1991年2月9日の美浜2号蒸気発生器細管破断事故を契機にネットワークを作り、活動してきました。今回の美浜3号復水配管破断事故は、13年前の美浜2号事故の教訓が生かされなかったどころか、その再発防止対策が全くとられていなかったことを明らかにしました。

関西電力は、美浜2号事故直後の1991年6月13日、通産省資源エネルギー庁長官宛の文書(別紙1)で「社長を原子力本部長とし、原子力部門の品質保証の強化を図ります。」「全社を挙げて『品質改善再徹底計画』を推進する」と約束していました。福井県や美浜町へもそのように説明しました。しかし、まさにこの文書が出された頃に、美浜3号の破断部位など2カ所を含む復水配管オリフィス下流部での点検対象抜け落ちが生じていたのです。関西電力は、自ら定めた「原子力設備2次系配管肉厚の管理指針(PWR)」(1990年5月制定)を厳守せず、下請会社に徹底させもしませんでした。むしろ、定期検査期間を短縮するため、美浜1・2号等では技術基準に反する違法行為すら平気で行っていたのです。また、関西電力が昨年10月に制定した品質保証システムでは、点検対象抜け落ちが判明した場合には管理指針に沿って余寿命を計算し原子炉を止めるかどうかを含めて検討することになっていましたが、これを無視しました。関西電力が今年9月27日に出した「当面とるべき対策」は13年前とほとんど変わりません。

事故直前の今年8月3日には、8月14日から始まる美浜3号第21回定検計画を関西電力が美浜町へ事前説明し、点検対象から抜け落ちた破断部位を含む2系統の配管の点検と取替をリストアップしていました。しかし、昨年11月に日本アームから指摘された点検対象抜け落ちについては一切説明せず、隠し通したのです。「取替」を計画していたのですから、そのときには管理指針による余寿命計算を行っており「配管の肉厚が必要肉厚をかなり下回り、破断の危険がある」と認識していたはずですが。

原子力安全・保安院は今年9月24日(評定日)、美浜1号、高浜3号、大飯2号の定期安全管理審査について「定期事業者検査の実施につき重大な不適合があり、品質マネジメントシステムが機能していない」と断じ、原子力安全基盤機構が先に「B評価と評定していたものを取消し、最低の「C評定」に変更しています。9月27日付け「中間とりまとめ」でも「過去における関西電力(株)の品質保証、保守管理が機能していなかった」と断じています。

中川経済産業大臣は今年9月27日、「美浜3号の破断部位と周辺設備が技術基準に適合していることが確認されるまで運転停止を命じる」技術基準適合命令を関西電力に出し、藤洋作社長を厳重注意処分としてその責任を問う一方、実効的な再発防止策を今年度末までに報告するよう求めています。関西電力は当日、「社内関係者および社外有識者で構成する「原子力保全機能強化検討委員会」を設置し、現行の保全体制の課題整理、メーカーを含む体制の再構築等の検討を開始、12月末を目途に、保

全体制の再構築を図る。」との方針を打ち出しています。しかし、13年間できなかったものが、短期間にはできないはずがありません。

経済産業省原子力安全・保安院(旧通商産業省)や原子力安全委員会にも関西電力のズサンな品質マネジメントシステムを放置した責任があります。関西電力は2000年5月29日に「関西電力株式会社美浜発電所 3号機定期安全レビュー報告書」を旧通商産業省へ提出しましたが、その日のうちに旧通商産業省が評価報告書を作り、原子力安全委員会がそれを了承しています。やってもいない「安全最優先の管理の徹底」を図っている」と関西電力が主張し、旧通商産業省が「図っている」と評価し、原子力安全委員会が「わずか1時間で「妥当」と承認したのです。このようなことが度重なったため、政府のお墨付きは信用できない」との声が福島県などから出ているのです。

東京電力の2年前のひび割れ隠し事件では、別紙2のように、昨年4月15日～5月9日の25日間、東京電力の原発17基すべてが停止しました。これらの原発では3カ月以上の長期にわたって運転が止まり、福島県など立地自治体による独自の安全確認、県民からの意見聴取が慎重に行われています。

ところが、美浜町ではどうでしょうか。

今年10月1日の美浜町議会全員協議会は非公開にされ、議員から出された慎重意見や反対意見を無視して、議長が一方的に「運転再開を認める」とのまとめを行いました。しかし、美浜町原子力環境安全監視委員会では、反対意見とともに「運転を急ぐことはない」との慎重意見が出て、委員長は「それぞれの思いを述べた」とし、結論は出ませんでした。

このまま、美浜1・2号の運転再開を認めることは、美浜町自身が、原発の経済性を優先させ、美浜町民、福井県民ひいては国民の安全をないがしろにするものです。

このような状況を受け、貴職に以下の申し入れを行いますので、真摯に受け止め、誠実に対応して下さい。強く求めます。

1. 美浜3号事故をなぜ防げなかったのか、別紙3に示される関西電力、三菱重工業、日本アームの責任、さらには経済産業省原子力安全・保安院、原子力安全委員会の責任を、貴職の立場から徹底究明して下さい。
2. 今年8月3日の美浜3号定期検査内容の事前説明時に、破断部位の点検・取替がリストアップされていながら、なぜ、美浜町として関西電力の「点検抜け落ち隠し」を見抜けなかったのか、貴職の責任を明らかにして下さい。
3. 関西電力は今年12月末を目処に「保全体制の再構築」を図るとしており、来年3月末までに「実効的な再発防止策」を経済産業省へ報告することになっています。これらの内容が本当に実効あるものとなっているかどうかを、貴職の責任で厳重に確認して下さい。
4. これらについて、貴職が責任を持って公開の説明会を開き、美浜町民等に直接説明して下さい。
5. これらが完了するまで、美浜1号および2号の運転再開に同意しないで下さい。
6. JCO臨界事故で2名の死者を出した核燃料加工会社JCOは廃業しました。5名の死者と6名の重軽傷者を出した美浜3号については、このまま運転せず、閉鎖するよう関西電力に求めて下さい。

別紙1:「美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管損傷事故に係る再発防止対策について」

(関西電力株式会社、平成3年6月13日)

別紙2:「東京電力のひび割れ隠し事件による原発運転停止期間」

別紙3:「美浜3号配管破断事故・過失」致死傷害事件を巡る関西電力の責任に関する公開質問状」

(若狭連帯行動ネットワーク 2004年9月29日)

同様の申し入れを同日に永田守美浜町議会議長へ、10月18日には西川一誠福井県知事へ提出した。